

国立大学法人京都大学の組織に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章</p> <p>第2章</p> <p>第1節</p> <p>第2節</p> <p>第3節</p> <p>第4節</p> <p>第3章</p> <p>第1節</p> <p>第2節</p> <p>第3節</p> <p>第4節</p> <p>第5節</p> <p>第6節</p> <p>第7節</p> <p>第8節</p> <p>第9節 機構等 (第47条—第47条の7)</p> <p>第10節 物質—細胞統合システム拠点 (第48条)</p> <p>第11節 その他の学内組織 (第49条—第51条)</p> <p>第4章 (略)</p> <p>附則 (中略)</p> <p>第9節 機構等 (高等教育研究開発推進機構)</p> <p>第47条 京都大学に、高等教育研究開発推進機構を置く。</p> <p>2 高等教育研究開発推進機構に関し必要な事項は、京都大学における全学共通教育の実施に関する規程 (平成15年達示第1号) の定めるところによる。</p> <p>(環境安全保健機構)</p> <p>第47条の2 京都大学に、環境安全保健機構を置く。</p> <p>2 環境安全保健機構に関し必要な事項は、京都大学環境安全保健機構規程 (平成17年達示第6号) の定めるところによる。</p> <p>第47条の3 削除 (国際交流推進機構)</p> <p>第47条の4 京都大学に、国際交流推進機構を置く。</p> <p>2 国際交流推進機構に関し必要な事項は、京都大学国際交流推進機構規程 (平成17年達示第11号) の定めるところによる。</p> <p>(情報環境機構)</p> <p>第47条の5 京都大学に、情報環境機構を置く。</p> <p>2 情報環境機構に関し必要な事項は、京都大学情報環境機構規程 (平成17年達示第13号) の定めるところによる。</p> <p>(図書館機構)</p> <p>第47条の6 京都大学に、図書館機構を置く。</p> <p>2 図書館機構に関し必要な事項は、京都大学図書館機構規程 (平成17年達示第17号) の定めるところによる。</p>	<p>目次</p> <p>第1章</p> <p>第2章</p> <p>第1節</p> <p>第2節</p> <p>第3節</p> <p>第4節</p> <p>第3章</p> <p>第1節</p> <p>第2節</p> <p>第3節</p> <p>第4節</p> <p>第5節</p> <p>第6節</p> <p>第7節</p> <p>第8節</p> <p>第9節 機構等 (第47条—第49条)</p> <p>第10節 物質—細胞統合システム拠点 (第50条)</p> <p>第11節 その他の学内組織 (第50条の2—第51条)</p> <p>第4章 (同左)</p> <p>附則 (同左)</p> <p>第9節 機構等 (機構等)</p> <p>第47条 京都大学に、京都大学における全学共通教育の実施、学術研究基盤の整備、全学的事業の推進又は支援その他全学に係る業務を実施するための組織として、次に掲げる機構及び本部を置く。  <u>高等教育研究開発推進機構</u>  <u>環境安全保健機構</u>  <u>国際交流推進機構</u>  <u>情報環境機構</u>  <u>図書館機構</u>  <u>産官学連携本部</u></p> <p>2 前項の機構等に関し必要な事項は、高等教育研究開発推進機構にあつては京都大学における全学共通教育の実施に関する規程 (平成15年達示第1号) の、その他にあつては当該機構規程又は本部規程の定めるところによる。</p>

改正前	改正後
<p>ころによる。 (産官学連携本部) 第47条の7 京都大学に、産官学連携本部を置く。 2 産官学連携本部に関し必要な事項は、京都大学産官学連携本部規程(平成19年達示第43号)の定めるところによる。</p>	<p>第48条 前条に定めるもののほか、京都大学に、京都大学における学生等及び職員の修学上、就労上及び適応上の助言等に関する専門的業務、歴史資料の収集、整理及び保存その他全学に係る業務を実施するため、次に掲げる施設を置く。 カウンセリングセンター 大学文書館 2 前項の施設に関し必要な事項は、当該施設規程の定めるところによる。 (その他の全学支援等の組織)</p>
<p>第10節 物質—細胞統合システム拠点 (物質—細胞統合システム拠点) 第48条 } (略) 2 } 第11節 その他の学内組織 (カウンセリングセンター)</p>	<p>第49条 前2条に定めるもののほか、京都大学に、全学に係る業務を実施するために必要な学内組織を置く。 2 前項の組織に関し必要な事項は、総長が定める。 第10節 物質—細胞統合システム拠点 (物質—細胞統合システム拠点) 第50条 } (同左) 2 } 第11節 その他の学内組織</p>
<p>第49条 京都大学に、カウンセリングセンターを置く。 2 カウンセリングセンターに関し必要な事項は、別に定める。 (大学文書館) 第50条 京都大学に、大学文書館を置く。 2 大学文書館に関し必要な事項は、別に定める。 (その他の学内組織)</p>	<p>(その他の学内組織) 第50条の2 京都大学に、研究科又は学部が一定期間連携して教育を行うための組織を置くことができる。 2 (同左) 第50条の3 前条に定めるもののほか、京都大学に、研究科、研究所等が一定期間連携して研究を行うための組織を置くことができる。 2 (同左) 第51条 前2条に定めるもののほか、京都大学に必要学内組織を置く。 2 (同左) 第4章 事務組織 (事務本部)</p>
<p>第50条の2 前2条に定めるもののほか、京都大学に、研究科又は学部が一定期間連携して教育を行うための組織を置くことができる。 2 (略) 第50条の3 前3条に定めるもののほか、京都大学に、研究科、研究所等が一定期間連携して研究を行うための組織を置くことができる。 2 (略) 第51条 第49条から前条までに定めるもののほか、京都大学に必要学内組織を置く。 2 (略) 第4章 事務組織 (事務本部) 第52条 京都大学に、法人の業務の実施に関し必要な事務を処理させるため、事務本部を置く。 2 事務本部に置く部、課、室、センター、監査室その他の事務組織及びその所掌事務は、京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)の定めるところによる。 3 部に部長を、課に課長を、室に室長を、センターにセンター長を置く。 4 部長は、総長及び担当理事の監督の下に部の事務を処理し、課長、室長及びセンター長は、上司の命を受け、課、室又はセンターの事務を処理する。ただし、監査室長は、総長の監督の下に室の事務を処理する。 (後略)</p>	<p>第50条の2 京都大学に、研究科又は学部が一定期間連携して教育を行うための組織を置くことができる。 2 (同左) 第50条の3 前条に定めるもののほか、京都大学に、研究科、研究所等が一定期間連携して研究を行うための組織を置くことができる。 2 (同左) 第51条 前2条に定めるもののほか、京都大学に必要学内組織を置く。 2 (同左) 第4章 事務組織 (事務本部) 第52条 (同左) 2 事務本部に置く部、課、室、監査室その他の事務組織及びその所掌事務は、京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)の定めるところによる。 3 部に部長を、課に課長を、室に室長を置く。 4 部長は、総長及び担当理事の監督の下に部の事務を処理し、課長及び室長は、上司の命を受け、課又は室の事務を処理する。ただし、監査室長は、総長の監督の下に室の事務を処理する。</p>
	<p>附則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。</p>